

平成十九年四月二十日受領
答弁第一七六号

内閣衆質一六六第一七六号

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員前田雄吉君提出在外公館の所蔵芸術品に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員前田雄吉君提出在外公館の所蔵芸術品に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の美術品については、経年劣化等の理由により在外公館長が不用の決定を行った。同決定の外務大臣に対する報告に係る書類は外務省において保管されている。

二について

お尋ねの他の在外公館とは、在東ティモール日本国大使館である。

三について

御指摘の廃棄処分とした美術品九点のうち、四万円で購入したものが一点、寄贈又は文書が残っていないことにより金額が特定できないものが八点ある。